

## 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準の見直しについて

### 1. 基準の要旨

「空気呼吸器用継目なし容器再検査基準（KHKS 0151（2012）」は、空気呼吸器用に使用する鋼製及びアルミニウム合金製の継目なし容器並びに当該容器に装置される附属品に係る再検査基準であり、容器検査所において容器再検査の手順書として使用されている。

本基準は、前回の見直しから4年が経過しており、定期的な見直しの時期にあたる。

### 2. 基準の制定等の経緯

本基準は、空気呼吸器用の容器が一般の産業用に用いる容器と比較して、肉厚に余裕がなく、かつ、使用環境上腐食しやすいという特徴があることから、容器保安規則の容器再検査基準に基礎をおきながらも、それとは別に空気呼吸器用の鋼製容器に適した再検査基準が求められていたため、腐食限界、質量減少率等を低く抑えるなどの規定を盛り込んだ「空気呼吸器用容器再検査基準 KHK S 0004」として、昭和58年に制定された。

その後、容器保安規則等の改正、アルミニウム合金製継目なし容器の普及、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の事故など容器を取り巻く環境が変化したことを受け、同基準を踏襲しながら、スクーバ用アルミニウム合金製容器の調査報告書の提言等を盛り込み、空気呼吸器用に使用する鋼製及びアルミニウム合金製の一般継目なし容器並びにアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器並びに当該容器に装置される附属品再検査に関する基準として、平成14年に改正された。

### 3. 前回の主な改正内容

本基準は平成24年にも改正されており、前回改正時の主な改正点は以下のとおり。

#### (1) 容器の表示（塗色の区分）に関する変更

容器保安規則第2条第17号の4に定める「アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器」の定義が改正され、当該容器に酸素ガスを充填できるようになった。当該改正に伴い、酸素ガスを充填する容器の表示について、容器保安規則で定められた塗色の区分を本基準に追加する必要があったため改正を行った。

#### (2) 引用JIS規格の変更

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（以下「告示という。」）では、容器検査所が備えるべき検査設備としてブルドン管圧力計が引用されており、本基準においても告示と同じJIS規格を引用している。

同告示は平成24年3月28日施行の改正により、引用JIS規格の一部が最新のものに変更されたことから本基準についても告示との整合を図るため、当該引用JIS規格の年度版を最新のものとする改正を行った。

#### 4. 改正要望

本基準の見直しにあたって、関係団体に改正要望の調査を行ったところ、改正を要する意見はなかった。

#### 5. 関係省令等の改正

前回の改正から本基準に関する関係省令等（容器保安規則、告示）の改正はなかった。

#### 6. 見直しの方針（案）

今回の見直しについては、以下の改正を「軽微な変更に伴う改正（書面投票及びパブコメ等は不要）」として行うこととしたい。

(1) 誤字等の修正

(2) 附属書等の構成の変更

改正案を資料19-4-2に示す。なお、改正の結果は、直近の委員会において改めて報告する。